

## 第34回総会議事録

<開催日> 令和8年4月8日（水曜）

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎（会議室2-5）

<会議に付した議案等>

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2	報告第1号～報告第28号	農地法第3条の3届出	7件
		農地法第5条届出	1件
		農地法第5条届出	20件

日程第3	報告第29号～報告第41号	農地の転用事実等に関する照会	13件
------	---------------	----------------	-----

日程第4	報告第42号～報告第43号	農地法第18条第6項等通知	2件
------	---------------	---------------	----

日程第5	議案第1号～議案第10号	農地法第3条許可申請	10件
------	--------------	------------	-----

日程第6	議案第11号	農地法第4条許可申請	1件
------	--------	------------	----

日程第7	議案第12号～議案第14号	農地法第5条許可申請	3件
------	---------------	------------	----

日程第8	議案第15号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請	1件
------	--------	--------------------------	----

日程第9	議案第16号	木更津市農用地利用集積等促進計画（地域計画内一括）案に対する意見について	1件
------	--------	--------------------------------------	----

日程第10	議案第17号	農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第3項の規定に基づく農地法第46条の規定の例による国有農地等の売払いに関する意見について	1件
-------	--------	--	----

日程第11	議案第18号	令和8年度農作業料金について	1件
-------	--------	----------------	----

日程第12	議案第19号	木更津市農業委員会の委員候補者評価委員会の委員の選出について	1件
-------	--------	--------------------------------	----

日程第13	議案第20号	木更津市農地利用最適化推進委員の選考委員会の設置及び委員の選出について	1件
-------	--------	-------------------------------------	----

日程第14	議案第21号	「令和8年度最適化活動の目標の設定等」の決定について	1件
-------	--------	----------------------------	----

日程第15	議案第22号	農業委員会等に関する法律第23条の規定による農業委員会の同意について	1件
-------	--------	------------------------------------	----

<出席委員>

1番 小倉 和	2番 露寄 伸哉	3番 礪貝 正一
4番 地曳 昭裕	5番 鈴木 康裕	6番 鳶野 知明
7番 村田 正明	8番 村上 常雄	9番 関 和美
10番 桐谷 勝美	11番 鈴木 修一郎	12番 和田 倉吉
13番 金子 一夫		
16番 石渡 和美	17番 齋藤 洋一	18番 杉山 孝

以上 16人 出席

<遅刻委員> 8番 村上 常雄

<欠席委員> 14番 宮沢 伸子 15番 礪貝 徳三

<傍聴者> 無し

<出席農地利用最適化推進委員>

	2番 篠田 一男	3番 山口 正夫
		9番 桐谷 修啓
10番 柴野 幸男	11番 仲村 英男	12番 神谷 正美
	14番 佐藤 忠男	
	17番 鶴岡 泰司	

以上 8人 出席

<事務局出席者>

事務局長 山口 裕之	局長補佐 影山 圭子	係長 岡部 哲朗
主任主事 宮野 祐生		

<午後2時38分開会>

議長 委員の皆様には、総会への出席を頂き、ありがとうございます。

ただ今から、第34回総会を開催いたします。  
本日の出席委員は16名であり、定数の過半数を超える出席がありますので、会議は成立していることを報告いたします。  
なお、議席8番村上常雄委員より遅刻する旨の届出が、議席14番宮沢伸子委員及び議席15番磯貝徳三委員から欠席の届出がありました。  
次に、議案書の訂正がありますので、事務局から報告をお願いします。

事務局 事前に配付いたしました第34回総会議案の議事日程表をご覧ください。日程第11、議案第18号、令和7年度農作業料金についてとありますが、正しくは令和8年度農作業料金についてとなりますので訂正をお願いします。なお、本日配布いたしました別冊議案につきましては正しい議案名になっておりますので併せてよろしくをお願いします。

以上でございます。

議長 本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。  
それでは、日程に入ります。  
日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、議席1番小倉和委員と、議席8番村上常雄委員なのですが、村上委員から遅刻の届出を受けておりますので議席9番関和美委員を指名いたします。  
書記には、事務局職員宮野主任主事を任命します。  
次に、日程第2から第4まで、報告第1号から報告第43号まで、3ページから14ページまでの43案件につきまして、事務局の報告を求めます。

事務局 日程第2、報告第1号から第28号までについて、まず農地法第3条の3の届出が7件ございまして、全て相続によるものです。  
次に、農地法第4条の届出が1件ありまして、住宅建築用地への転用の届出でした。  
次に、農地法第5条の届出が20件ありまして、そのうち14件が住宅建築用地、2件が共同住宅建築用地、1件が事務所兼住宅用地、2件が資材置場用地、1件が駐車場用地への転用の届出でした。  
次に、日程第3 報告第29号から第41号までについて、農地の転用事実等に関する照会が13件ございまして、全て法務局からの照会で、12件を非農地、1件を農地と回答しております。  
次に、日程第4 報告第42号及び第43号について、農地法第18条第6項等の通知が2件ございまして、そのうち1件が農地法、1件が基盤強化法に係る解約でした。

以上で事務局の説明を終わります。

議長 次に、日程第5、議案第1号から第10号まで、15ページから16ページまでの農地法第3条許可申請10案件について議題に供します。  
なお、本日は議事参与に係る案件が複数ございますので、そちらについて、先に審議いたします。  
初めに、議案第1号及び第2号について審議いたします。  
本案件には、■■■■委員にかかる申請がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」により、■■■■委員は退席願います。

《 ■■■■委員 退席 》

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 初めに、議案第1号及び第2号ですが、申請箇所は、3条位置図1及び2の高柳の農地です。  
農地の集約を目的に売買による所有権移転をするものです。  
以上で、事務局の説明を終わります。

議長 続いて、地区担当推進委員の山口推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

山口推進委員 議案第1号及び第2号について説明します。  
本件は、農地集約のため、申請がされたものです。  
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間250日で、約50,000㎡の農地を申請者と家族3人で耕作しております。  
農業機械はトラクター、農用トラックを所有しており、自身が経営する法人が所有する田植え機、コンバインを使用して耕作を予定しています。また、自作地について遊休農地等はありません。  
申請地の現況は田で水稻を作付け、畑できゅうりを作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。  
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

議長 ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 以上で、説明が終わりました。  
ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

議長 意見等が無いようですので、採決にうつります。  
議案第1号及び第2号について一括して採決したいと思いますが、異議はございませんか。

議長 〈 異議無しの声 〉

議長 異議が無いようですので、採決いたします。  
許可に賛成の方は、挙手願います。

議長 〈 挙 手 〉

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第1号及び第2号は、許可と決定いたします。  
退席されております、■■■■委員には、お戻り願います。

議長 《 ■■■■委員 着席 》

議長 続いて、議案第7号について、審議いたします。  
なお、本案件には、■■委員にかかる申請がありますので、「議事参与の制限」により、■■委員は退席願います。

議長 《 ■■委員 退席 》

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第7号ですが、申請箇所は、3条位置図7の下内橋の農地です。  
農業経営の拡張を目的に売買による所有権移転をするものです。  
以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当推進委員の豊島推進委員から  
現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

豊島推進委員

議案第7号について説明します。  
本件は、農地集約のため、申請がされたものです。  
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間300日で、約72,000㎡の農地を申請者と家族2人で耕作しております。  
農業機械はトラクター、耕うん機、田植え機等を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。  
申請地の現況は畑でサツマイモを作付けすることと、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。  
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。  
ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について、質問・意見等がございましたら、  
お願いします。

意見等が無いようですので、採決にうつります。  
許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長

挙手全員であります。  
よって、議案第213号から議案第220号までについては、許可と決定いたします  
退席されております、■■委員には、お戻り願います。

《 ■■委員 着席 》

議長

続いて、議事参与の制限のない議案第3号から第6号まで及び第8号から第10号までについて審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号ですが、申請箇所は、3条位置図3の下望陀の農地です。  
譲渡人が高齢で管理ができないため親族の譲受人に所有権移転をするものです。

次に、議案第4号ですが、申請箇所は、3条位置図4の牛込の農地です。  
経営規模の拡大を目的に売買による所有権移転をするものです。

次に、議案第5号ですが、申請箇所は、3条位置図5の祇園の農地です。  
耕作の拡大を目的に賃借権設定をするものです。

次に、議案第6号ですが、申請箇所は、3条位置図6の下郡の農地です。  
農業経営の拡大を目的に売買による所有権移転をするものです。

事務局

次に、議案第8号ですが、令和8年4月2日に申請者より申請の取下げ願の提出があり、議案として審議を行わないこととなりましたのでご報告いたします。

次に、議案第9号及び10号ですが、申請箇所は、3条位置図9及び10の真里谷の農地です。

農業経営の拡張を目的に、9号では賃借権設定を、10号では贈与による所有権移転をするものです。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

議案第8号は取り下げということなので審議しないこととします。

続いて、地区担当推進委員から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

初めに、議案第3号について、神谷推進委員をお願いします。

神谷推進委員

議案第3号について説明します。

本件は、譲渡人が高齢で管理ができないため、申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間150日で、約9,000㎡の農地を申請者と家族2人で耕作しております。

農業機械はトラクター、耕うん機、農用トラック等を所有しており、知人に田植え・稲刈りを委託予定です。また、自作地について遊休農地等はありません。

申請地の現況は田で水稻を作付けすることのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

次に、議案第4号について、佐藤忠雄推進委員をお願いします。

佐藤忠雄推進委員

議案第4号について、ご説明いたします。

本件は、経営規模の拡大のため、申請がされたものです。

譲受人は法人で、提出された書類を確認したところ、農地所有適格法人の要件を満たしています。また、自作地について遊休農地等はありません。

申請地の現況は畑で、サツマイモ を作付けすることのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから、当該法人は農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

次に、議案第5号及び第6号について、半沢推進委員が本日欠席なので、代わって鈴木康裕委員をお願いします。

《 鈴木康裕委員説明途中に村上委員 着席 》

鈴木康裕委員

議案第5号について説明します。

本件は、耕作の拡大のため、申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間200日で、459㎡の農地を申請者と家族1人で耕作しております。

農業機械は知人からトラクター、コンバイン、田植え機のリースを予定しており、自作地

鈴木康裕委員

について遊休農地等はありません。

申請地の現況は田で水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

次に、議案第6号について説明いたします。

当該法人は令和6年12月4日に設立した株式会社です。

農地所有適格法人の要件についてですが、提出された書類及び農業に従事する計画を確認したところ、要件を満たしており、問題はございませんでした。

申請地の現況は畑で、キクイモを作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

なお、農地所有適格法人は毎年報告書の提出が義務付けられていることから、報告書の提出を行うことを添えさせていただきます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

次に、議案第9号及び第10号について、鶴岡推進委員申し上げます。

鶴岡推進委員

議案第9号及び10号についてご説明します。

当該法人は令和4年11月1日に設立した株式会社で、令和6年7月総会において所有権移転を許可した法人です。

農地所有適格法人の要件についてですが、提出された書類及び農業に従事する計画を確認したところ、要件を満たしており、問題はございませんでした。

申請地の現況は畑でブルーベリーを作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

なお、農地所有適格法人は毎年報告書の提出が義務付けられていることから、報告書の提出を行うことを添えさせていただきます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について、質問・意見等がございましたら、申し上げます。

地曳委員

議案第6号について確認ですが、申請地の現況は田となっていますが水はけはどんな感じなのでしょうか。

鈴木康裕委員

道沿いの草は刈られていたが田の部分は草が生えていたこと、現地調査を行った日が雨が降っていたので水はけについてはわかりませんでした。

小倉委員

申請地付近が地元なので申し上げますが、申請地付近はあまり水はけが良いとは言えない地区ですね。

地曳委員

キクイモを作付けするとのことだったのですがキクイモは水はけが悪いと育たない作物なので耕作できるのかとは思いますがこの申請者はこれまでも個性的な作物を作付けしているので対策もなされるということでしょう。ところで農地所有適格法人は定期的な報告が

地曳委員	<p>義務付けられていると思うのですが、営農状況についてもその報告に含まれていると思います。私は担当委員ではないので直接見ることはないかもしれませんがきちんとご確認いただければと思います。</p> <p>それからもう一つ、議案第4号ですが、この譲受人も最近申請が多いのですが許可済み地の耕作状況についていかがですか。</p>
佐藤忠雄推進委員	<p>今回の申請地だけでなく過去の許可済み地についても現地確認を行いました。トラクターも現地に置いてあり、過去の許可済み地も耕作されている様子が見られました。</p>
事務局	<p>本日譲受人が来庁し、話をしたが昨日も畑に出て作業をしたと話をしていました。</p>
地曳委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>他に意見等が無いようですので、採決にうつります。</p> <p>議案第3号から第6号まで並びに第9号及び第10号について一括して採決したいと思います。異議はございませんか。</p>
	<p>〈 異議無しの声 〉</p>
議長	<p>異議が無いようですので、採決いたします。</p> <p>許可に賛成の方は、挙手願います。</p>
	<p>〈 挙 手 〉</p>
議長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第3号から第6号まで並びに第9号及び第10号について許可と決定いたします。</p> <p>次に、日程第6、議案第11号、17ページの農地法第4条許可申請1案件について議題に供します。</p> <p>なお、議案第11号は、日程第8 議案第15号、19ページの農地法第5条の規定による許可後の計画変更と関連案件であるため、議題に供し、併せて審議いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第11号、農地法第4条の規定による許可申請及び議案第15号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてご説明いたします。</p> <p>申請箇所は、転用位置図4-1 吾妻地先の農地です。</p> <p>今回の変更理由は、転用期間の延長及び特定建築条件付売買予定地の区画変更です。</p> <p>当初、許可日から3年後に完了する予定でしたが、今回、特定建築条件付売買予定地の区画を4区画から5区画に計画変更することとしたため、工期もあわせて許可日から令和12年3月31日に延長したものです。</p> <p>なお、盛土等については当初の許可から変更はございません。</p> <p>以上で、事務局の説明を終わります。</p>
議長	<p>続いて、地区担当推進委員の柴野推進委員が本日喉の調子が優れないそうなので、代わって露寄委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。</p>
露寄委員	<p>議案第11号農地法4条許可申請について及び議案第15号農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取しましたのでご説明いたします。</p>



露崎委員

まず、本申請は事務局から説明があったとおり、転用面積に変更はございませんが、特定建築条件付き売買予定地の区画を4区画から5区画に変更すること及び工期期間の延長の申請になります。

申請地の状況は写真のとおりです。

周辺農地の営農条件への支障については転用目的が変わるわけではなく、周辺の耕作状況も当初許可時と変わりありませんので、問題はないものと思われます。

以上のことから、転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほどお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

意見等が無いようですので、採決にうつります。

議案第11号 農地法第4条許可申請及び議案第15号 同法第5条の許可後の計画変更承認申請について、一括で採決したいと思いますが、異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

議長

異議が無いようですので、採決いたします。

議案第11号 農地法第4条許可申請及び議案第15号 同法第5条の許可後の計画変更承認申請について、許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長

挙手全員であります。

よって、議案第11号及び第15号の2案件は、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第7、議案第12号から第14号まで、18ページの農地法第5条許可申請3案件について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

初めに、議案第12号ですが、申請箇所は、転用位置図5-1牛込地先の農地です。

申請目的は、長屋住宅で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第1種農地であり原則転用許可はできませんが、本件については住宅ほか周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、例外的に許可しうるものと判断しました。

資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■■■円となっており、自己資金及び借入金で賅う計画です。

転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。

事業完了予定ですが、許可日から180日後を予定しております。

次に、議案第13号ですが、申請箇所は、転用位置図5-2久津間地先の農地です。

申請目的は、農業資機材置場で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第1種農地であり原則転用許可はできませんが、本件については農業用施設に該当し、例外的に許可しうるものと判断しました。

資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■■■円となっており、自己資金で賅う計画です。

転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認し

事務局

ています。

事業完了予定ですが、令和8年6月30日を予定しております。

次に、議案第14号ですが、申請箇所は、転用位置図5-3高柳地先の農地です。申請目的は、特定建築条件付売買予定地で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。農地区分については、第2種農地と判断しました。

資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。

転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。

事業完了予定ですが、令和9年5月31日を予定しております。

以上で事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。初めに、議案第12号について、桐谷推進委員をお願いします。

桐谷推進委員

議案第12号について、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われれます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水は既存下水道に、雨水は西側既存水路に放流する計画のため問題は生じないと思われれます。

次に、申請地が集团的に存在する農地について分断する恐れ及び周辺農地における

日照、通風等の支障及び農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われれます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われれますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

続いて、議案第13号について、仲村推進委員をお願いします。

仲村推進委員

議案第13号について、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周辺農地に影響のないよう配慮した盛土の計画のため、土砂の流出等は起きないと思われれます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われれます。

次に、申請地が集团的に存在する農地を分断する恐れですが、道路事情がよく、耕作に支障は起こらないと思われれるため問題はないと思われれます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障ですが、日照、通風に配慮した計画のため問題はないと思われれます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農業資材置き場への転用であるため問題ないと思われれます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われれますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

続いて、議案第14号について、山口推進委員をお願いします。

山口推進委員

議案第14号について、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われま。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水雑排水は浄化槽で処理した後に雨水とともに既存南側水路に放流する計画のため問題は生じないと思われま。

次に、申請地が集团的に存在する農地を分断する恐れですが、道路事情がよく、耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われま。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障ですが、日照、通風に配慮した計画のため問題はないと思われま。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われま。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われまので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

意見等が無いようですので、採決にうつります。

議案第12号から第14号までの3案件について、一括して採決したいと思いますが、異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

議長

異議が無いようですので、採決いたします。

許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長

挙手全員であります。

よって、議案第12号から第14号までの3案件は許可相当として、知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第9 議案第16号、20ページからの木更津市農用地利用集積等促進計画地域計画内一括案に対する意見について、審議いたします。

事務局の説明を求めま。

事務局

本案件は、令和8年3月16日付けで、木更津市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、当該計画案に対する意見を求められているものであります。

それでは、計画の内容について、ご説明いたします。

今回の計画は、計画1から26までとなっています。

利用目的はすべてが水稻となっています。

設定する権利の種類はすべてが賃借権となっています。

権利の存続期間は、すべてが認可の公告日から10年間となっています。

計画合計数は、利用権の設定が合計58筆で38,223平方メートルとなっております。

事務局	以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。 初めに、計画番号1番から11番まで及び26番について、山口推進委員をお願いします。
山口推進委員	<p>計画番号1から10番について、説明します。 本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われま</p> <p>申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われま</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、計画番号26番について、説明します。 本件は、農業経営の拡大を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われま</p> <p>申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われま</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	続いて、計画番号12番から25番までについて、仲村推進委員をお願いします。
仲村推進委員	<p>計画番号12番から25番について、説明します。 本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われま</p> <p>申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われま</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	すみません。計画番号11番の山口推進委員の説明をとばしてしまいましたので、改めて説明いただけますか。
山口推進委員	<p>失礼いたしました。 計画番号11番について、説明します。 本件は、農業経営の拡大を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われま</p> <p>申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われま</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>

議長 以上で、説明が終わりました。  
ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について質問・意見等がございましたら、お願いします。

意見等も無いようですので、採決いたします。  
なお、本案件には、■■■■委員にかかる計画がありますので、「議事参与の制限」により、■■■■委員は、退席願います。

《 ■■■■委員 退席 》

議長 それでは採決いたします。  
意見無いものと決定することに、賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第16号は、意見無いものと決定しましたので、市長にその旨を回答するものといたします。  
退席されております、■■■■委員には、お戻り願います

《 ■■■■委員 着席 》

議長 次に、日程第10 議案第17号、31ページからの、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第3項の規定に基づく農地法第46条の規定の例による国有農地等の売払いに関する意見について、議題に供します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 本件は、令和8年3月11日付で、関東農政局長より意見照会のあったものです。国有財産について買受申込書の提出があり、売払いを行うにあたって、当該買受申込者が農地法施行規則第95条に規定する売払いの相手方に該当するか否か、具体的には対象農地を取得して当該農地について耕作又は養畜の事業を行うことが認められるものであるかを農地法第3条許可基準に添ってご審議いただくものです。  
当該農地ですが、真里谷地先の農地となります。  
なお、売払価格ですが、買受申込者が農地法施行規則第95条に規定する売払いの相手方に該当するか否かについての意見照会と併せて、取引事例の資料提出を求められておりますので、現段階では未定です。  
以上で、事務局の説明を終わります。

議長 続いて、地区担当推進委員の鶴岡推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

鶴岡推進委員 議案第17号についてご説明します。  
本件は、国有農地の取得のため、国から意見照会のあったものです。  
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間160日で、約631㎡の農地を申請者と家族1人で耕作しております。  
農業機械は耕うん機を所有しています。自作地について遊休農地等はありません。  
申請地の現況は畑で粟を作付けすることと、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。  
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

鶴岡推進委員

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

以上で、説明が終わりました。  
ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について、質問・意見等がございましたら、  
お願いします。

意見等も無いようですので、採決いたします。  
本件の売払いの相手方が農地法施行規則第95条に該当することに賛成の方は、挙手願  
います。

〈 挙 手 〉

議長

挙手全員であります。  
よって、議案第17号は、農地法施行規則第95条に該当する旨関東農政局長に回答する  
ものといたします。

次に、日程第11、議案第18号、別冊1、1ページの、令和8年度農作業料金について、  
議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

令和8年度農作業料金について、説明いたします。  
木更津市の農作業料金について、昨年11月に調査を行い、今年1月に県へ実績を報告し  
ました。また、料金の目安となるよう、毎年ホームページ等で公表しております。  
公表額については例年通り、市内に複数の基準があると混乱を招く恐れがあるため、すで  
に公表されているJA木更津市の価格を農業委員会として公表しようとするものです。

以上で事務局の説明を終わります。

議長

以上で、説明が終わりました。  
ただ今の事務局の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

意見等も無いようですので、採決いたします。  
議案第18号、令和8年度農作業料金について、原案のとおり決定することに賛成の方は  
挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長

挙手全員であります。  
よって、議案第18号は、原案のとおり決定し、  
ホームページに掲載いたします。

次に、日程12 議案19号、別冊1、2ページの木更津市農業委員会の委員候補者評価  
委員会の委員の選出について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

木更津市農業委員会の委員候補者評価委員会の委員の選出についてご説明いたします。  
市長が農業委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律施行規則第5条第2  
項の規定により、公平性及び透明性を確保するため、関係者から意見を聴取することとなっ  
ております。

このため、副市長を委員長とする木更津市農業委員会の委員候補者評価委員会を設置して  
候補者の評価をすることとしており、市長から選出依頼がありましたので、農業委員から委

事務局	<p>員として2名を選出していただくものでございます。</p> <p>具体的にはこのあと選出方法を決めていただき、その後その選出方法に沿って2名を選出する形になります。</p> <p>以上で、事務局の説明を終わります。</p>
議長	<p>以上で、説明が終わりました。</p> <p>それでは、まず選出方法についていかがいたしましょうか。</p> <p>意見のある方は挙手願います。</p>
地曳委員	はい。
議長	地曳委員どうぞ。
地曳委員	指名推薦でいかがでしょうか。
議長	<p>他に意見等はございませんか。</p> <p>ただいま推薦による方法との提案がありました。みなさんよろしいでしょうか。</p> <p>〈 異議無しの声 〉</p>
議長	<p>それでは、推薦をお願いしたいと思います。</p> <p>意見のある方は挙手願います。</p>
石渡委員	はい。
議長	石渡委員どうぞ。
石渡委員	これまで農業委員として長く活躍されてきた鈴木修一郎委員と齋藤委員が良いと思います。
議長	<p>ただいま石渡委員から齋藤洋一委員と鈴木修一郎委員の推薦がありました。その他、意見等はございますか。</p> <p>意見等も無いようですので、推薦のありました齋藤洋一委員と鈴木修一郎委員にお聞きします。</p> <p>このあと採決をしますが、そこで問題がなければ評価委員として推薦してもよろしいでしょうか。</p>
齋藤委員	構いません。
鈴木修一郎委員	これまでの慣例では次期農業委員の候補者となる予定がない方を推薦していたと思います。私の地区で次期農業委員の候補者をどうするかまだ決まっていないので現時点で私が引き受けるのは難しいです。
議長	そうすると別の方をお願いしたいのですがいかがでしょうか。過去の例から言うと木更津地区から1人、富来田地区から1名ずつ委員を推薦しましたが意見等はございますか。
小倉委員	次期農業委員の候補者となる予定がない人で富来田地区の農業委員を推薦するという条件であれば私はそれに該当します。私は引き受けても構いません。

議長 　　ただいま小倉委員から立候補がありました。他に意見等はございませんか。

意見等も無いようですので、採決いたします。

議案第19号 木更津市農業委員会の委員候補者評価委員会の委員の選出について、齋藤洋一委員及び小倉和委員を推薦することに賛成の方は挙手願います。

　　〈 挙 手 〉

議長 　　挙手全員であります。

　　よって、議案第19号、木更津市農業委員会の委員候補者評価委員会の委員の選出について、齋藤洋一委員及び小倉和委員を推薦することに決定いたします。

　　次に、日程第13、議案第20号 別冊1、4ページの木更津市農地利用最適化推進委員の選考委員会の設置及び委員の選出について、議題に供します。

　　事務局の説明を求めます。

事務局 　　木更津市農地利用最適化推進委員の選考委員会の設置及び委員の選出についてご説明いたします。

　　農業委員会等に関する法律第17条の規定により農業委員会が推進委員を委嘱することになりますが、その選考を行うための選考委員会を設置して、その委員を選出しようとするものです。

　　応募又は推薦がなされた場合には、その方が農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有するかご審議いただきます。

　　もし、複数人の応募・推薦があった場合にはどの方が推進委員として適しているかご審議いただきます。

　　仮に、応募・推薦の期間内に候補者がいなかった場合には、応募・推薦期間を延長いたしますので、選考委員会の委員の任期につきましても、第3期推進委員の任期満了日である令和8年7月13日までとしてございます。

　　次に、選考委員会の組織について、委員長に会長職務代理者を充て、議長となつていただきます。

　　委員につきましては、各地区の代表者から選出いたしました。

　　詳細は議案書記載のとおりです。

　　ご審議よろしく申し上げます。

議長 　　以上で、説明が終わりました。

　　ただ今、事務局から提案された案について質問・意見等がございましたら、願います。

意見等も無いようですので、採決いたします。

議題第20号、木更津市農地利用最適化推進委員の選考委員会の設置及び委員の選出について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

　　〈 挙 手 〉

議長 　　挙手全員であります。

　　よって、議案第20号は、原案のとおり選考委員会を設置して、委員を選出するものいたします。

　　次に、日程第14、議案第21号 別冊1、「令和8年度最適化活動の目標の設定等」の決定について、議題に供します。

　　事務局の説明を求めます。



議案第20号について、ご説明いたします。

こちらは、国のガイドラインに基づき、農業委員会が、農地の利用の最適化の推進について、活動目標を設定するものです。

まず、「農業委員会の状況」についてですが、こちらは各統計等に基づいた数字になります。

「総農家数、農業経営体数、基幹的農業従事者数」は、直近である2020年の農林業センサスを引用しております。

また、耕地面積は、農林水産省の令和6年面積調査における数値を引用しております。

なお、2025年実施の農林業センサス及び令和7年度面積調査の最新値は、現時点では公表されていないため、本資料には反映されておられません。

次のページの「最適化活動の目標」についてですが、こちらは「農地の集積」、「遊休農地の解消」、「新規参入の促進」、及び推進委員等が行う「最適化活動の活動目標」について、記載しております。

「農地の集積」については、令和8年4月に作成した「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を基に、令和18年度の集積率を77%とする目標を設定しております。

その目標を基に、単年度の目標数値を推計し、算出しております。

「遊休農地の解消」については、現状及び課題を直近の令和7年度の数値にしておりますが、目標値についてはガイドラインに基づき、令和3年度の利用状況調査における緑区分、すなわち1号A遊休農地を、5年間で解消することを、目標として設定しています。

次のページに移りまして、「新規参入の促進」でございますが、新規参入者への貸付けについて、農地所有者からの同意を得る面積の目標を設定するもので、ガイドラインに基づき、令和5年度から令和7年度までの、3か年平均の1割の面積を目標としております。

最後に、「最適化活動の活動目標」についてです。

「日数目標」は、1か月あたりの推進委員等の活動日数等に関する目標を6日に設定しております。

「活動強化月間」については、例年、直接訪問による利用意向調査を実施していることから、同様に設定をいたしました。

「新規参入相談会への参加目標」については、千葉県が主催する予定の相談会へ参加することを前提に、設定しております。

また、目標設定を行うにあたり木更津市は水田が中心の地区であり昨今は機械の大型化が進み小規模農家や家族経営が中心の従来型では難しくなっており、法人化を含めた経営体力の向上が必要であること、併せて新規参入をもっと促して農業に目覚めてもらう方を増やしていくことが重要だとのご意見をいただきました。

本年度から農業支援センターがスタートし、農地のマッチングや補助事業の説明も含めたワンストップ窓口となります。あわせて農業会議から法人化も含めた研修メニューの案内がございましたらご案内いたします。新規就農についても昨年度事前審査会の要綱を制定し、新規就農に向けた手続きの明確化をいたしました。事前審査会の場では農業委員、農地利用最適化推進委員から農業の先輩として、各々の地元ならでは助言などもいただければ幸いです。

以上で、事務局の説明を終わります。

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

意見等も無いようですので、採決いたします。

議案第21号、「令和8年度最適化活動の目標の設定等」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第21号は、原案のとおり決定し、ホームページに掲載するとともに、千葉県に報告いたします。

次に、本日配付した別冊2の追加議案第22号農業委員会等に関する法律第23条の規定による農業委員会の同意についてを議題に供します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第22号について、ご説明いたします。  
佐藤英雄農地利用最適化推進委員から身体の不調により今後十分な職務遂行が困難であるため、同委員を辞任したいとの辞任願が提出されました。  
農業委員会等に関する法律第23条の規定により、推進委員は正当な事由があるときは農業委員会の同意を得て辞任することができることとされておりますので、同委員の辞任に関し、お諮りするものでございます。

ご審議よろしく申し上げます。

議長 以上で、説明が終わりました。  
ただ今の事務局の説明について、質問・意見等がございましたら、申し上げます。

意見等も無いようですので、採決いたします。  
同意することに賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第22号は、同意することといたします。

以上をもちまして、第34回総会を閉会といたします。  
なお、終了時間は、午後3時53分であります。  
長時間にわたり、ご苦労さまでした。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和8年4月8日

議 長 杉山 孝

議事録署名委員 小倉 和

関 和美